

源泉所得税の納期の特例の納付、社会保険の算定基礎届の提出、労働保険の年度更新の申告等、6～7月にかけては手続きが集中します。提出期限にご注意くださいませ。

NEWS LETTER

6月といえば梅雨ですね。雨が多くなると一気に蒸し暑さが増して過ごしにくくなりますが、どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

6

2014



■ 調査事前通知、
税務代理人のみの通知が可能に

■ 復興特別法人税の1年前倒し廃止

Message From Staff

- W 杯
- 歯の衛生週間
- キャリア形成促進助成金

調査事前通知、 税務代理人のみの通知が可能に

登場人物
M社 経理部
M社の顧問税理士

他人事



平成25年1月から法律が改正されて、税務調査の手続きが変わっています。そのうちの1つに「税務調査手続きについての明確化」があり、具体的なものとして「税務署は原則として税務調査に先立ち、納税者及び税務代理人に対して事前通知を行うこと」があります。このことについて、平成26年度税制改正により改正されましたので、確認しましょう。

改正の内容

税務調査の事前通知は、納税者及び税務代理人の双方に行われることになっています。ある日突然、税務署から調査の連絡がきて、対応に困った経験のある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

この点について、平成26年度税制改正により次の改正がなされました。

改正内容：

平成26年7月1日以後に行う事前通知については、納税者の事前同意がある場合には、税務代理権限証書を提出している税理士等（税務代理人）に行えば足りる

つまり、平成26年7月1日以後の事前通知は納税者の事前同意があれば税務代理人に対してのみ行われ、納税者への事前通知は行われないこととなります。

この「事前同意」とは、税務代理人が税務署へ提出する税務代理の委任状（税務代理権限証書）に、調査の通知に関する納税者の同意を記載している場合が該当します。そのため、税務代理権限証書にこの同意の記載がない場合には、従来どおり、納税者及び税務代理人の双方に対して、事前通知が行われることとなります。

国税庁から公表されている改正後の税務代理権限証書には「調査の通知に関する同意」欄が新設されており、同欄には“上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】”旨が記載されています。同欄に記載された□にレ印を記載した場合が、同意の記載に該当することとなります。

復興特別法人税の1年前倒し廃止



復興特別法人税が1年前倒しで廃止される改正が行われていますが、当社はいつから廃止されるのでしょうか。当社は1年決算法人であり、決算日は4月30日です。



平成26年度税制改正により、復興特別法人税を1年前倒しで廃止することが決定されました。

復興特別法人税とは

復興特別法人税とは、東日本大震災による復興施策に必要な財源を確保するための特別措置として創設された税です。そのため、時間的な税の位置づけとなっており、課税事業年度が定められています。

課税事業年度は、原則として平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間（指定期間）に開始する事業年度です。また、復興特別法人税額は基準法人税額（各事業年度の所得（連結親法人は連結所得）に対する法人税額）に10%の税率を乗じて計算した金額となります。

26年度税制改正により1年前倒しに

この復興特別法人税の課税事業年度が平成26年度税制改正により1年前倒しで廃止されました。そのため、課税事業年度は「平成26年3月31日までに開始する事業年度まで」となりました。

つまり1年決算法人であれば、平成27年3月期決算法人から順次復興特別法人税が廃止されることとなります。

4月30日決算の場合

ご相談者である御社の場合、1年決算法人で4月30日が決算日であるとのことから、平成26年4月期まで復興特別法人税の課税事業年度となり、翌期の平成27年4月期から復興特別法人

税が廃止されることとなります。

廃止後の法人税率

ちなみに、復興特別法人税が廃止された後の平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用される法人税率は、次のとおりです。

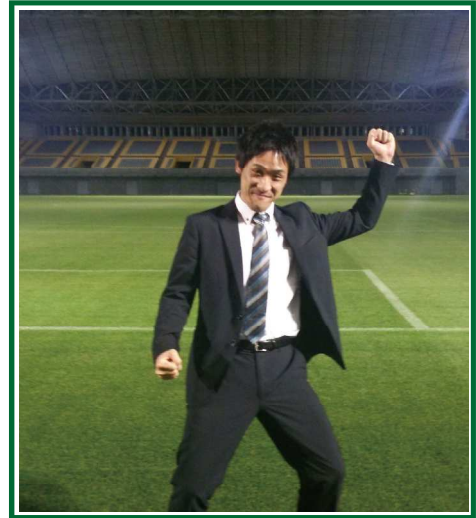
課税所得金額	原則	中小法人等	公益法人等
	例： ・資本金1億円超の会社 ・資本金5億円以上の会社の100%子会社等	例： ・資本金1億円以下の会社（左記原則以外） ・医療法人 ・公益/一般社団（財団）法人 ・NPO法人	例： ・社会福祉法人 ・学校法人 ・宗教法人 ・認定NPO法人 ・協同組合等 ・社会医療法人 ・特定医療法人
年800万円以下	25.5%	19.0% (平成27年3月31日までに開始する事業年度までは15.0%)	
年800万円超		25.5%	19.0%

なお、復興特別法人税は1年前倒しで廃止されますが、復興特別所得税は廃止される予定が現在のところありません。法人が課税される復興特別所得税額はこれまで復興特別法人税額からしか控除できなかったのですが、復興特別法人税廃止後は、所得税額と同様に本税である法人税額から控除できることとなります。そのため、所得税額と復興特別所得税額を区別するための計算が省略できることが予想されます。復興特別法人税廃止後の、復興特別所得税の取扱いにも注意しましょう。

Message From Staff

W 杯

今年もノエビアスタジアム神戸（旧ウイングスタジアム）でサッカー W 杯のパブリックビューイングが開催されるそうです。朝からハイテンションで見に行けるのか…という疑問もありますが、ルールを知らなくてもお祭り気分で行く人も多いですし、汗かいて、手をたたいて、声出して、雰囲気だけでも楽しむのではないかと思います。写真はノエビアスタジアムで、監督になりきるお酒に呑まれた税理士事務所職員です。観客 0 人でも楽しめます。松尾 圭司



歯の衛生週間

先日、子供と海遊館へ訪れました。ちょうどアシカのお食事タイムがあり、歯の衛生週間ということで、食べた後に飼育員さんに歯磨きをしてもらっていました。ただ、アシカって丸のみするらしいです…！それでも歯磨きはやはり大切なんですね！竹内 菜美

キャリア形成促進助成金

弊所では毎年 7 月に、入社した職員を法人税のセミナーへ参加させるのですが、今年初めてこのセミナーに対して「キャリア形成促進助成金」という助成金の申請に挑戦してみました。今回申請を行うのは、⑤の若年人材育成コースです。色々なコースがありますので、研修等へ参加予定がございましたら、ご検討されてみてはいかがでしょうか。（資料は厚生労働省 HP より）直江 美佳

キャリア形成促進助成金

助成内容			助成額 ()は大企業のみ
① 政策課題対応型訓練			
①成長分野等人材育成コース	拡充	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練	
②グローバル人材育成コース	拡充	海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	資金助成: 1h当たり800円 経費助成: 1/2 (400円) 経費助成: 1/2 (1/3)
③育休中・復職後等能力アップコース	新設	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
④中長期的キャリア形成コース	新設 予定	従業員の中長期的なキャリア形成のための訓練	検討中
⑤若年人材育成コース		採用後 5 年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	
⑥熟練技術育成・承継コース		熟練技術者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	資金助成: 1h当たり800円 経費助成: 1/2
⑦認定実習併用職業訓練コース		厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	※の1については企業におけるOJTの助成あり(1h当たり600円)
⑧自発的職業能力開発コース		労働者の自発的な能力開発に対する支援	
⑨ 一般型訓練			
		中小企業 政策課題対応型訓練以外の訓練	資金助成: 1h当たり400円 経費助成: 1/3
⑩ 団体等実施型訓練	新設	事業主団体などが構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や若年労働者の育成・育成のための訓練	経費助成: 1/2

※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①②③は15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）、④⑤～⑧及び⑩は7万円～20万円
 ※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円（認定職業訓練又は⑨の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円
 ※ 助成の対象となる訓練等の実施期間は、1労働者につき、1年まで3コースまでです。
 ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特別（中小企業：資金800円(1h)・経費1/2 大企業：資金400円(1h)・経費1/3）があります。

岡村税理士事務所 / (株)プラス・アルファ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩 1 分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

